

2025年7月31日

ペックスファースト&グレイス少額短期保険株式会社

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる
災害救助法の適用について

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者さまへ

この度の災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域でご契約をいただいているご契約者の皆さまを対象に以下の措置を実施いたします。

「保険料払込猶予期間の延長」

ご契約者のお申し出により、保険料の払い込みについて、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。本措置をご希望される場合には、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。

カスタマーセンター

電話：0120-202-025（受付時間：平日 10:00～18:00）

メール：customer@pfirst-grace.co.jp

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

【岩手県】12市町村

災害救助法適用市町村		法適用日	備考
都道府県名	市町村名		
岩手県	宮古市 (みやこし) 大船渡市 (おおふなとし) 久慈市 (くじし) 陸前高田市 (りくぜんたかたし) 釜石市 (かまいしげ) 上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおおつちちょう) 下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやまだまち)	2025年7月30日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

	<p>下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいづみちょう)</p> <p>下閉伊郡田野畠村 (しもへいぐんのはたむら)</p> <p>下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら)</p> <p>九戸郡野田村 (くのへぐんだむら)</p> <p>九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)</p>		
--	---	--	--

<参考 URL> https://www.bousai.go.jp/pdf/250730_kyuujo-tekiyo.pdf

以上